

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

規 則

- 北海道有林野の産物売払規則の一部を改正する規則.....(道有林課) 208
○北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則.....(水産経営課) 208

告 示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示.....(税務課) 208
○平成15年北海道保育士試験の実施.....(地域福祉課) 210
○土地改良区の役員の就任の届出.....(土地改良指導課) 212
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出.....(土地改良指導課) 212
○土地改良区の役員の住所変更の届出.....(土地改良指導課) 212
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の認可.....(土地改良指導課) 213
○道営土地改良事業変更計画の決定.....(土地改良指導課) 213
○土地改良事業の施行の同意.....(土地改良指導課) 213
○平成15年度家畜伝染病予防事業の実施.....(酪農畜産課) 213
○特定第2号漁業者に係る共済契約の締結についての同意の確認.....(水産経営課) 214
○知事権限に係る保安林の指定の予定.....(治山課) 214
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定.....(治山課) 215
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....(治山課) 216
○土地収用法による事業の認定.....(建設部総務課) 217
○基本測量の実施の通知.....(建設部総務課) 218
○道路の区域の変更.....(道路整備課) 218
○道路の供用の開始.....(道路整備課) 219
○道路の区域の変更及び供用の開始.....(道路整備課) 219
○公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可.....(砂防災害課) 220
○都市計画法第66条の規定による都市計画事業の施行.....(都市環境課) 221
○都市計画法第66条の規定による都市計画事業の事業計画の変更.....(都市環境課) 221

公 告

- 公募型プロポーザルの実施.....(国際課) 221

支庁告示

- 道営住宅の家賃の徴収事務の委託(3件)..... 222

道原子力環境センター告示

- 一般競争入札の実施..... 223

道稚内土木現業所告示

- 道立宗谷ふれあい公園の使用料の徴収事務の委託..... 224

道立図書館告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示..... 224

道警察本部告示

- 一般競争入札の実施に関する公告..... 224
○特定調達契約に係る入札の公告..... 226
○特定調達契約に係る落札者等の公示..... 229
○一般競争入札に係る資格に関する公示..... 229
○一般競争入札の実施に関する公告..... 230

公布された規則のあらまし

北海道有林野の産物売払規則の一部を改正する規則(規則第61号)

- 趣旨及び内容
契約の相手方が契約期間内に売払産物を搬出しない場合における違約金の率を年8.25パーセントから年3.6パーセントに引き下げることとし、併せて所要の改正を行うこととするため、この規則を制定することとした。

- 施行期日等
この規則は、公布の日から施行し、平成15年4月1日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われた契約について適用することとした。

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則(規則第62号)

- 趣旨
漁業近代化資金の利子補給率を改定することとするため、この規則を制定することとした。
- 内容
漁業近代化資金の利子補給率のうち、0.45パーセントのものを0.05ポイント引き上げることとした(第2条第2項の表関係)。
- 施行期日等
この規則は、公布の日から施行し、平成15年3月19日以後の利子補給承認分から適用することとした。

規 則	北海道告示第724号
北海道有林野の産物売払規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成15年4月22日 北海道知事 堀 達 也 北海道規則第61号 北海道有林野の産物売払規則の一部を改正する規則 北海道有林野の産物売払規則（昭和36年北海道規則第9号）の一部を次のように改正する。 第39条中「年8.25パーセント」を「年3.6パーセント」に改め、同条に次のただし書を加える。 ただし、違約金が500円未満であるときは、この限りでない。 第48条中「徴収することができる」を「徴収する」に改める。 附 則 1 この規則は、公布の日から施行する。 2 この規則による改正後の北海道有林野の産物売払規則の規定は、平成15年4月1日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われた契約について適用し、同日前に契約の申込みの誘引が行われた契約については、なお従前の例による。 北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成15年4月22日 北海道知事 堀 達 也 北海道規則第62号 北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則 北海道漁業近代化資金利子補給規則（昭和44年北海道規則第93号）の一部を次のように改正する。 第2条第2項の表中「年0.45パーセント」を「年0.5パーセント」に改める。 附 則 1 この規則は、公布の日から施行する。 2 この規則による改正後の北海道漁業近代化資金利子補給規則の規定は、平成15年3月19日以後に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金について適用し、同日前に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金については、なお従前の例による。	次のとおり随意契約の相手方を決定した。 平成15年4月22日 北海道知事 堀 達 也 1 道税に係る収納磁気テープ作成業務委託契約 (1) 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 ア 随意契約に係る特定役務の名称 道税に係る収納磁気テープ作成業務（領収済通知書1件当たりの単価） イ 数量 調達予定数量 2,970,000件 (2) 随意契約の相手方を決定した日 平成15年3月31日 (3) 随意契約の相手方の氏名及び住所 ア 氏 名 株式会社北洋銀行 イ 住 所 札幌市中央区大通西3丁目11番地 (4) 随意契約に係る契約金額（領収済通知書1件当たりの単価） 9.65円 (5) 契約の相手方を決定した手続 随意契約 (6) 随意契約によった理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。 (7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道総務部税務課 イ 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目 2 道税総合情報処理システム電算処理業務等委託契約 (1) 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 ア 道税総合情報処理システムオンライン業務及びセンタ処理業務 一式 イ 道税総合情報処理システム入力媒体作成業務 (ア) 随意契約に係る特定役務の名称 a ANK 1字当たりの単価 b 漢字1字当たりの単価 c 入力媒体1件当たりの単価 (イ) 数量 a ANK 調達予定数量 202,304,800字
告 示	

- b 漢字 調達予定数量 15,077,700字
- c 入力媒体 調達予定数量 2,324,650件

ウ 道税総合情報処理システムシーリング業務

(ア) 随意契約に係る特定役務の名称

- a 封かん 1 件当たりの単価
- b 封入・封かん 1 件当たりの単価

(イ) 数量

- a 封かん 調達予定数量 739,900件
- b 封入・封かん 調達予定数量 5,074,800件

エ 道税総合情報処理システムコレートアンドディタッチャー処理業務

(ア) 随意契約に係る特定役務の名称

1 件当たりの単価

(イ) 数量 調達予定数量 419,400件

オ 道税総合情報処理システムCD・ROM作成業務

(ア) 随意契約に係る特定役務の名称

- a マスタ 1 枚当たりの単価
- b コピー 1 枚当たりの単価

(イ) 数量

- a マスタ 調達予定数量 44枚
- b コピー 調達予定数量 682枚

カ 道税総合情報処理システムプログラム作成業務

(ア) 随意契約に係る特定役務の名称

1 人工当たりの単価

(イ) 数量 調達予定数量 82人工

(2) 随意契約の相手方を決定した日

平成15年 4 月 1 日

(3) 随意契約の相手方の氏名及び住所

ア 氏 名 北海道ビジネスオートメーション株式会社

イ 住 所 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 1 番地

(4) 随意契約に係る契約金額

ア 道税総合情報処理システムオンライン業務及びセンタ処理業務
663,868,800円

イ 道税総合情報処理システム入力媒体作成業務

(ア) ANK 1 字当たりの単価 0.45円

(イ) 漢字 1 字当たりの単価 1.8 円

(ウ) 入力媒体料 1 件当たりの単価 0.3 円

ウ 道税総合情報処理システムシーリング業務

(ア) 封かん 1 件当たりの単価 3.5 円

(イ) 封入・封かん 1 件当たりの単価 3.5 円

エ 道税総合情報処理システムコレートアンドディタッチャー処理業務
1 件当たりの単価 14円

オ 道税総合情報処理システムCD・ROM作成業務

(ア) マスタ 1 枚当たりの単価 15,900円

(イ) コピー 1 枚当たりの単価 2,600円

カ 道税総合情報処理システムプログラム作成業務
1 人工当たりの単価 591,000円

(5) 契約の相手方を決定した手続

随意契約

(6) 随意契約によった理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号）第10条第 1 項第 2 号の規定による。

(7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道総務部税務課

イ 所在地 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

3 自動車税分配情報作成業務委託契約

(1) 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

ア 随意契約に係る特定役務の名称

自動車税分配情報作成業務

情報作成料 1 件当たりの単価

イ 数量 調達予定数量 2,851,758件

(2) 随意契約の相手方を決定した日

平成15年 4 月 1 日

(3) 随意契約の相手方の氏名及び住所

ア 氏 名 財団法人地方自治情報センター

イ 住 所 東京都千代田区一番町25番地

(4) 随意契約に係る契約金額

情報作成料 1 件当たりの単価 12円

(5) 契約の相手方を決定した手続

随意契約

(6) 随意契約によった理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。

(7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道総務部税務課

イ 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第725号

児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第13条第10項の規定により、平成15年保育士試験を次のとおり実施する。

平成15年4月22日

北海道知事 堀 達 也

第1 試験の期日、時間及び科目

1 筆記試験

平成15年 8月7日 (木)	時 間	9:20 }	9:30 }	11:15 }	12:45 }	13:30 }	15:15 }
		9:30	11:00	12:45	13:30	15:00	16:45
	科目等	説 明	小児栄養	小児保健	休 憩	発達心理学 及 び 精神保健	社会福祉
平成15年 8月8日 (金)	時 間	9:20 }	9:30 }	11:15 }	12:45 }	13:30 }	16:15 }
		9:30	11:00	12:45	13:30	15:00	16:00
	科目等	説 明	児童福祉	保育原理	休 憩	教育原理 及 び 養護原理	保育実習

2 保育実習実地試験

平成15年 9月28日 (日)	時 間	8:50～9:00	9:00～12:00	12:00～13:00	13:00～17:00
	科目等	説 明	絵画製作関係技術	休 憩 及 び 説 明	音楽リズム関係技術 及 び 言語関係技術

(注) この実地試験は、筆記試験の科目「保育実習」において、満点の6割を取得した者について行うものとし、次の3科目のうち受験者が選択する2科目について次の方法により実施する。

1 絵画製作関係技術

(1) 絵画

(2) 紙工作等の製作

課題及び材料は、当日指定する。

2 音楽リズム関係技術

(1) 器楽 標準バイエル教則本78番、80番、88番及び100番のうちから、当日指定する1曲をピアノを用いて演奏させる。

(2) 声楽 標準版コールユーブンゲン5度音程から7度音程までの間の曲のうちから、当日指定する1曲を歌唱させる。

3 言語関係技術

(1) 口演童話

(2) 絵本、紙芝居等の読み聴かせ

(3) 受験者相互又は試験官との言葉あそび
課題は、当日指定する。

第2 試験場

1 筆記試験

区 分	会 場 名	所 在 地
石狩支庁管内	北海道庁赤れんが庁舎 北海道庁別館会議室	札幌市中央区北3条西6丁目 札幌市中央区北3条西7丁目
渡島支庁管内	函館勤労者総合福祉センター（サン・リフレ函館）	函館市大森町2番14号
檜山支庁管内	北海道檜山支庁202号会議室	檜山郡江差町字陣屋町336番地の3
後志支庁管内	北海道後志合同庁舎4号会議室	虻田郡倶知安町北1条東2丁目17
空知支庁管内	北海道空知支庁4階講堂	岩見沢市8条西5丁目
上川支庁管内	北海道上川合同庁舎3階講堂	旭川市永山6条19丁目1番1号
留萌支庁管内	北海道留萌合同庁舎第102号会議室	留萌市住之江町2丁目1-2
宗谷支庁管内	北海道宗谷合同庁舎6号会議室	稚内市末広4丁目2番27号
網走支庁管内	北海道網走総合庁舎3階2号会議室	網走市北7条西3丁目
胆振支庁管内	北海道胆振合同庁舎別館2階講堂	室蘭市幸町9番11号
日高支庁管内	北海道日高支庁202号会議室	浦河郡浦河町栄丘東通56号
十勝支庁管内	北海道十勝合同庁舎3階講堂	帯広市東3条南3丁目3番1号
釧路支庁管内	北海道釧路支庁3階会議室	釧路市浦見2丁目2番54号
根室支庁管内	北海道根室支庁2階研修室	根室市常盤町3丁目28番地

2 保育実習実地試験

札幌大谷短期大学（札幌市東区北16条東9丁目）

第3 受験資格

次のいずれかに該当する者であること（男女を問わない。）。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）による大学に2年以上在

学して62単位以上修得した者又は法による大学に1年以上在学している者であって年度中に62単位以上修得することが見込まれる者であると当該学校の長が認めたもの (2) 法による高等専門学校を卒業した者又は法による高等専門学校の最終学年に在学している者であって、年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めたもの (3) 法による高等学校（以下「高等学校」という。）の専攻科（修業年限2年以上のものに限る。）若しくは盲学校、ろう学校若しくは養護学校の専攻科（修業年限2年以上のものに限る。）を卒業した者又は当該専攻科の最終学年に在学している者であって年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めたもの (4) 法による専修学校の専門課程（修業年限2年以上のものに限る。）若しくは法による各種学校（法第56条に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限2年以上のものに限る。）を卒業した者又は当該専修学校の専門課程若しくは当該各種学校の最終学年に在学している者であって年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めたもの (5) 外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者 (6) 法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。以下同じ。）又は文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設（以下「児童福祉施設」という。）において、2年以上児童の保護に従事したもの (7) 児童福祉施設において、5年以上児童の保護に従事した者 (8) 次に掲げる者のうち、知事が適当と認めるもの ア 法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、次に掲げる施設において、2年以上児童等の保護又は援護に従事したもの (ア) ヘキ地保育所又は季節保育所（特別保育事業費等補助金の交付対象施設。以下同じ。） (イ) 18歳未満の者が半数以上入所する次に掲げる施設 a 身体障害者更生援護施設（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定） b 知的障害者援護施設（知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第5条に規定） c 知的障害者福祉工場（「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」（昭和	和60年5月21日厚生省発児第104号）に規定） イ アに掲げる施設において、5年以上児童等の保護又は援護に従事した者 (9) 平成3年3月31日において、次のいずれかに該当した者 ア 高等学校（旧中等学校令による中等学校を含む。以下同じ。）を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者 イ 18歳に達した後、児童福祉施設において3年以上児童の保護に従事した者 ウ 次に掲げる者のうち、知事が適当と認めたもの (ア) 高等学校又は文部科学大臣がこれと同等以上と認定した教育課程を2年（高等学校定時制課程においては、3年）以上履修した者で、18歳に達した後、児童福祉施設（ヘキ地保育所及び季節保育所を含む。）において1年以上児童の保護に従事したもの (イ) 高等学校又は文部科学大臣がこれと同等以上と認定した教育課程を1年（高等学校定時制課程においては、2年）以上履修した者で、18歳に達した後、児童福祉施設において2年以上児童の保護に従事したもの (ウ) 18歳に達した後、ヘキ地保育所又は季節保育所において3年以上児童の保護に従事した者 (10) 平成8年3月31日までに法による高等学校の保育科を卒業した者 第4 試験科目の一部免除 受験申請者が次のいずれかに該当する場合においては、当該試験科目の受験を免除する。 (1) 試験科目のうち、平成13年1月以降に実施した保育士試験において合格した科目のある者 (2) 試験科目のうち、厚生労働大臣が指定した学校又は施設において、その指定する科目を専修した者（道内においては、昭和37年度又は昭和38年度において、藤女子短期大学保育科を卒業した者） 第5 受験申請書の提出先 受験申請書は、受験者の希望する試験場の所在地にある支庁の総務部社会福祉課（所在地は、別記のとおり）に提出すること。 なお、郵送の場合は、書留郵便とし、封筒に「保育士試験受験申請書在中」と朱書すること。 第6 受付期間 平成15年6月2日（月）から13日（金）までとし、郵送されたものについては、平成15年6月13日までの消印があるものに限り受け付ける。 第7 提出書類
---	---

- (1) 受験申請書（指定の用紙によること。） 1通
(2) 受験票（指定の用紙によること。） 1通
(3) 住民票の写し 1通
(4) 受験資格があることを証明する書類 1通
(5) 第4の試験科目の一部免除を受けようとする者は、その資格があることを証明する書類 1通
(6) 写真（申請前6月以内に脱帽して正面上半身を撮影した縦5.5センチメートル、横4.5センチメートルのもの） 2枚
(7) 返信用封筒（430円分の切手をはり、住所、氏名及び郵便番号を記載したもの） 3通

（ただし、保育実習の合格者で受験申請書を郵送提出する場合及び保育実習の合格者以外の者で受験申請書を持参提出する場合は2通、保育実習の合格者で受験申請書を持参提出する場合は1通）

第8 保育士試験手数料

8,900円に相当する額面の北海道収入証紙を受験申請書の所定の欄にはり付け、受験申請者の印章又は署名により消印すること。

第9 受験票の交付

受験票を受け付けたときは、受験票を試験の10日前までに送付する。

第10 その他

試験に関し不明の点は、最寄りの支庁総務部社会福祉課に照会すること。

別記

申請書提出先	郵便番号	所在地	電話番号
北海道石狩支庁総務部社会福祉課	060-8558	札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館5階	011-231-4111 内線 34-282
北海道渡島支庁総務部社会福祉課	041-8558	函館市美原4丁目6番16号	0138-47-9000
北海道檜山支庁総務部社会福祉課	043-8558	檜山郡江差町字陣屋町336番地の3	01395-2-1010
北海道後志支庁総務部社会福祉課	044-8588	虻田郡倶知安町北1条東2丁目17	0136-22-1111
北海道空知支庁総務部社会福祉課	068-8558	岩見沢市8条西5丁目1番地	0126-23-2231
北海道上川支庁総務部社会福祉課	079-8610	旭川市永山6条19丁目	0166-46-5111

北海道留萌支庁総務部社会福祉課	077-8585	留萌市住之江町2丁目1-2	0164-42-1511
北海道宗谷支庁総務部社会福祉課	097-8558	稚内市末広4丁目2番27号	0162-33-2510
北海道網走支庁総務部社会福祉課	093-8585	網走市北7条西3丁目	0152-44-7171
北海道胆振支庁総務部社会福祉課	051-8558	室蘭市幸町9番11号	0143-22-9131
北海道日高支庁総務部社会福祉課	057-8558	浦河郡浦河町栄丘東通56号	01462-2-2211
北海道十勝支庁総務部社会福祉課	080-8588	帯広市東3条南3丁目3番1号	0155-24-3111
北海道釧路支庁総務部社会福祉課	085-8588	釧路市浦見2丁目2番54号	0154-41-1131
北海道根室支庁総務部社会福祉課	087-8588	根室市常盤町3丁目28番地	01532-3-6131

北海道告示第726号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、江差土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があった。

平成15年4月22日

			北海道知事 堀 達 也
就任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
平成15. 4. 6	理 事	小笠原 道 昭	檜山郡江差町字水堀町344番地

北海道告示第727号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、栗山土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成15年4月22日

			北海道知事 堀 達 也
就退任の別	就退任年月日	理 事 ・ 氏 名	住 所
就任	平成15. 3. 27	理 事 高瀬 新一	夕張郡栗山町字南学田461番地
退任	同 15. 1. 7	同 鳥庭 孝夫	同 字南学田115番地9

北海道告示第728号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、当別土地改良区から、次のとおり役員の住所変更の届出があった。

平成15年4月22日

北海道知事 堀 達 也

理事・監事の別	氏名	住 所
		変 更 前 変 更 後
監 事	堀 勲	石狩郡当別町字蕨岱2091番地 6 石狩郡当別町蕨岱2091番地 6

北海道告示第729号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程を認可した。

平成15年 4月22日

北海道知事 堀 達 也

土地改良区名	土地改良施設名	管 理 規 程 の 概 要
雨竜土地改良区	雨 竜 頭 首 工	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同	伊 藤 池 ダ ム	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同	竜 ケ 池 ダ ム	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同	福 井 池 ダ ム	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。

北海道告示第730号

道営土地改良（更別西南地区畑地帯総合整備〔担い手育成型〕（農業用排水、暗きよ、区画整理、土層改良））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道十勝支庁に備え置いて、平成15年 4月24日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成15年 4月22日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第731号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成15年 4月 9日、共和町が行う土地改良（南幌似地区基盤整備促進〔基盤整備〕（農業用排水））事業の施行に同意した。

平成15年 4月22日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第732号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の死体の所有者に対し、当該牛の死体について、牛の伝達性海綿状脳症の発生の状況を把握するための検査を受けることを命ずる。

平成15年 4月22日

北海道知事 堀 達 也

1 実 施 の 目 的

牛の伝達性海綿状脳症の発生の状況を把握するため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域	実 施 の 期 日 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）
石狩支庁一円	平成15年 5月12日から平成16年 3月31日まで
渡島支庁一円	同
檜山支庁一円	同
（ただし、奥尻町の区域を除く。）	
後志支庁一円	同
空知支庁一円	同
上川支庁一円	同
留萌支庁一円	同
（ただし、羽幌町、天売及び焼尻の区域を除く。）	
宗谷支庁一円	同
（ただし、利尻町、利尻富士町及び礼文町の区域を除く。）	
網走支庁一円	同
胆振支庁一円	同
日高支庁一円	同
十勝支庁一円	同

釧路支庁一円 平成15年5月12日から平成16年3月31日まで
根室支庁一円 同

3 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項及び家畜伝染病予防法第4条に基づく届出が行われた牛の死体であって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するもの。ただし、牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成14年農林水産省令第58号）第4条第2号から第4号までに該当する場合を除く。

(1) 前頭洞炎、乳熱、ダウナー症候群、脳炎、脳脊髄炎、髄膜炎、大脳皮質壊死症、旋回病、閉鎖神経麻痺、大腿神経麻痺、坐骨神経麻痺、牛伝染性鼻気管炎（脳炎型）、ヘモフィルスソムナス感染症（脳炎型）、破傷風及びリステリア症と診断された牛の死体又は検案された牛の死体

(2) 平成8年2月から4月までに生まれた牛の死体

4 実施の方法

- (1) 検査は、管轄家畜保健衛生所長が指定する施設で家畜防疫員が行う。ただし、施設への搬入は、牛の死体の診断又は検案を受けた後、遅滞なく受付時間内にするものとする。
- (2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第733号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出があった次の区域及び区分に係る特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについて、同法第108条第2項の規定による同意があったものと認める。

平成15年4月22日

北海道知事 堀 達 也

区 域 区 分	根 室
中型さんま棒受網漁業、北緯43度36分東経145度21分の点、北緯43度36分東経145度25分の点、北緯43度33分東経145度28分の点、北緯43度29分東経145度26分の点及び北緯43度36分東経145度21分の各点を順次に結んだ線により囲まれた海域（巽沖造成漁場）において操業するほたて貝けた網漁業、北緯43度29分東経145度17分の点、北緯43度31分東経145度21分の点、北緯43度20分東経145度26分の点、北緯43度19分東経145度23分の点及び北緯43度29分東経145度17分の各点を順次に結んだ線により囲まれた海域（29号外海造成漁場）において操業するほたて貝けた網漁業及び北緯43度20分東経145度26分の点、北緯43度26分東経145度25分の点、北緯43度26分東経145度34分の点、北緯43度22分東経145度34分の点及び北緯43度20分東経145度26分の各点を順	

歯 舞

次に結んだ線により囲まれた海域（根室沖合造成漁場）において操業するほたて貝けた網漁業

中型さんま棒受網漁業、北緯43度36分東経145度21分の点、北緯43度36分東経145度25分の点、北緯43度33分東経145度28分の点、北緯43度29分東経145度26分の点及び北緯43度36分東経145度21分の各点を順次に結んだ線により囲まれた海域（巽沖造成漁場）において操業するほたて貝けた網漁業、北緯43度29分東経145度17分の点、北緯43度31分東経145度21分の点、北緯43度20分東経145度26分の点、北緯43度19分東経145度23分の点及び北緯43度29分東経145度17分の各点を順次に結んだ線により囲まれた海域（29号外海造成漁場）において操業するほたて貝けた網漁業及び北緯43度20分東経145度26分の点、北緯43度26分東経145度25分の点、北緯43度26分東経145度34分の点、北緯43度22分東経145度34分の点及び北緯43度20分東経145度26分の各点を順次に結んだ線により囲まれた海域（根室沖合造成漁場）において操業するほたて貝けた網漁業

根室湾中部

北緯43度20分東経145度26分の点、北緯43度26分東経145度25分の点、北緯43度26分東経145度34分の点、北緯43度22分東経145度34分の点及び北緯43度20分東経145度26分の各点を順次に結んだ線により囲まれた海域（根室沖合造成漁場）において操業するほたて貝けた網漁業

別 海

北緯43度20分東経145度26分の点、北緯43度26分東経145度25分の点、北緯43度26分東経145度34分の点、北緯43度22分東経145度34分の点及び北緯43度20分東経145度26分の各点を順次に結んだ線により囲まれた海域（根室沖合造成漁場）において操業するほたて貝けた網漁業

野 付

北緯43度20分東経145度26分の点、北緯43度26分東経145度25分の点、北緯43度26分東経145度34分の点、北緯43度22分東経145度34分の点及び北緯43度20分東経145度26分の各点を順次に結んだ線により囲まれた海域（根室沖合造成漁場）において操業するほたて貝けた網漁業

北海道告示第734号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成15年4月22日

北海道知事 堀 達 也

- | | |
|--------------|-------------------------------|
| 1 保安林予定森林の所在 | 勇払郡早来町字瑞穂529の1（次の図に示す部分に限る。）、 |
| 場所 | 528 |
| 2 指 定 の 目 的 | 水源のかん養 |

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字瑞穂528・529の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振支庁経済部林務課及び早来町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第735号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成15年4月22日

北海道知事 堀 達 也

1(1) 保安林予定森林の所 赤平市エルム町92（次の図に示す部分に限る。）、91
在場所

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び赤平市役所に備え置いて縦覧に供する。）

2(1) 保安林予定森林の所 三笠市弥生橋町102・103・弥生桜木町104の1・東清住町252
在場所 の1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 水源のかん養

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

東清住町252の1（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び三笠市役所に備え置いて縦覧に供する。）

3(1) 保安林予定森林の所 歌志内市字歌神103の1（次の図に示す部分に限る。）
在場所

(2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び歌志内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

4(1) 保安林予定森林の所 富良野市字下フラノ1798の1、1798の2
在場所

(2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び富良野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

5(1) 保安林予定森林の所在場所 瀬棚郡今金町字白石222の66から222の68まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

（ア）主伐は、択伐による。

（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び今金町役場に備え置いて縦覧に供する。）

6(1) 保安林予定森林の所在場所 勇払郡占冠村字双珠別2341・2343の1・2895（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

（ア）主伐は、択伐による。

（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び占冠村役場に備え置いて縦覧に供する。）

7(1) 保安林予定森林の所在場所 勇払郡占冠村字シムカプ原野112の4（次の図に示す部分に限る。）、112の3、112の5、112の6、112の8

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

（ア）主伐は、択伐による。

（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び占冠村役場に備え置いて縦覧に供する。）

8(1) 保安林予定森林の所在場所 勇払郡穂別町字栄209

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

（ア）主伐は、択伐による。

（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び穂別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第736号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成15年4月22日

北海道知事 堀 達 也

1(1) 解除予定保安林の所在場所 千歳市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備 (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び千歳市役所に備え置いて縦覧に供する。） 2(1) 解除予定保安林の所在場所 勇払郡占冠村（国有林。次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養 (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び占冠村役場に備え置いて縦覧に供する。） 3(1) 解除予定保安林の所在場所 虻田郡留寿都村字三ノ原236の21・236の22・236の27・236の29・316の1・317の2（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、316の2、字西ノ原400・413の1・461の2・462の2（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、413の2、413の3 (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 (3) 解 除 の 理 由 指定理由の消滅 （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び留寿都村役場に備え置いて縦覧に供する。） 4(1) 解除予定保安林の所在場所 虻田郡留寿都村字三ノ原290の3・290の19（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、290の20、290の30、290の54 (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 (3) 解 除 の 理 由 指定理由の消滅 （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び留寿都村役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第737号	土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。 平成15年4月22日 北海道知事 堀 達 也 1 起 業 者 の 名 称 社会福祉法人長日会 2 事 業 の 種 類 デイサービスセンター「ふれあい広場」居住部門整備事業（以下「本件事業」という。） 3 起 業 地 (1) 収 用 の 部 分 北海道有珠郡壮瞥町字滝之町地内 (2) 使 用 の 部 分 なし 4 事業の認定をした理由 (1) 法第20条第1号の要件への適合性について 本件事業は、法第3条第23号の「社会福祉法（昭和26年法律第45号）による社会福祉事業」に該当するため、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。 (2) 法第20条第2号の要件への適合性について 本件事業の起業者は社会福祉法人であり、法人として既に必要な財源措置を講じていることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。 (3) 法第20条第3号の要件への適合性について ア 本件事業の施行により得られる利益 壮瞥町においては高齢化が著しく進んでおり、高齢者が高齢者を介護する世帯、経過措置後施設からの退所が予定されている高齢者等、援護を必要とする者が少なくない。デイサービスセンターに居住部門（定員12名）を併設する本件事業は、これらの高齢者に対して、きめ細かい福祉サービスを提供するものであり、また、介護予防効果も期待される等、地域の福祉向上に大きく寄与するものであることから、本件事業により得られる公共の利益は大きいと認められる。 イ 本件事業の施行により失われる利益 本件事業の施行により失われる利益については、工事期間中の騒音、振動に起因する周辺環境への影響等が考えられる。しかしながら、本件事業の起業地は農地であり、周辺には民家等がないことから、周辺環境への影響は極めて小さいものと考えられ、本件事業の施行により失われる利益は軽微なものであると認められる。 ウ 本件事業の起業地 本件事業の起業地は、既存のデイサービスセンターの敷地に隣接することが必要であり、隣接する候補地2案について社会的条件等を比較検討した結果、これらの条件を満たすものとして選定されていることから、当該起業地を本件事業に用いることが相当であると認められる。
--	---

エ 比較衡量

以上から、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められ、また、その起業地は他の候補地と比較しても適切であると認められることから、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業は、壮瞥町の高齢者保健福祉計画に合致しており、緊急に整備すべき公益性の高い事業と認められる。また、起業地の範囲はデイサービスセンター居住部門の併設に当たって必要な最小限の範囲であって、一時的な利用に供されるものは存在せず、収用の手段を講じることが合理的であると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は法第20条各号の要件を充足するものと判断されるため、法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 起業地を表示する 壮瞥町役場
図面の縦覧場所

北海道告示第738号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定による通知があった。

平成15年4月22日

北海道知事 堀 達也

- | | |
|--------|--------------------------|
| 1 作業種類 | 基本測量（1万分の1数値地形図ファイル作成作業） |
| 2 作業期間 | 平成15年6月1日から平成16年3月31日まで |
| 3 作業地域 | 旭川市、鷹栖町及び東神楽町 |

北海道告示第739号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年4月22日

北海道知事 堀 達也

1 道路の種類 道道

2 道路の路線名、区域及び縦覧場所

路線名	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間	縦覧場所
嘉多山美幌線	網走郡女満別町字住吉330番1地先から 網走郡女満別町字住吉475番4地先まで		前	15.93mから 19.14mまで	984.00m	—	北海道網走土木現業所
			後	15.93mから 25.28mまで	984.00m	—	
帯広の森公園線	帯広市西10条南34丁目1番25地先から 帯広市西9条南34丁目15番3地先まで		前	18.00mから 18.00mまで	100.81m	—	北海道帯広土木現業所
			後	18.00mから 47.81mまで	100.81m	—	
杓形仙法志鷺泊線	利尻郡利尻富士町鬼脇字石崎163番2地先から 利尻郡利尻富士町鬼脇字石崎234番地先まで		前	8.82mから 16.50mまで	535.00m	—	北海道稚内土木現業所
			前	19.50mから 47.63mまで	500.00m	—	
			後	8.82mから 16.50mまで	535.00m	—	
			後	16.50mから 55.50mまで	500.00m	—	

北海道告示第740号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年4月22日

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	北海道知事 堀 達 也 供 用 開 始 の 期 日	縦 覧 場 所
道道 札幌夕張線	夕張郡長沼町国有林石狩空知森林計画区空知森林管理署1林班よ小班地先から夕張郡長沼町国有林石狩空知森林計画区空知森林管理署1林班い2小班地先まで	平成15. 4. 22	北海道札幌土木現業所
道道 恵庭栗山線	夕張郡長沼町字馬追原野2141番28地先から夕張郡長沼町字馬追原野3390番3地先まで	同	北海道札幌土木現業所
道道 東川東神楽旭川線	上川郡東神楽町南1条西3丁目224番16地先から上川郡東神楽町南1条西3丁目223番1地先まで	同	北海道旭川土木現業所

道道 十勝岳温泉美瑛線	上川郡美瑛町国有林美瑛事業区73林班い小班地先から上川郡美瑛町国有林美瑛事業区73林班い小班地先まで	同	北海道旭川土木現業所
道道 瑞穂旭川停車場線	旭川市東旭川町日ノ出51番3地先から旭川市東旭川町日ノ出51番7地先まで	同	北海道旭川土木現業所
道道 上雨紛台場線	旭川市神居町共栄398番7地先から旭川市神居町共栄398番2地先まで	同	北海道旭川土木現業所
道道 土幌停車場線	河東郡土幌町字土幌西2線156番16地先から河東郡土幌町字土幌西2線162番42地先まで	同	北海道帯広土木現業所

北海道告示第741号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年4月22日

北海道知事 堀 達 也

- 1 道路の種類 道道
2 道路の路線名、区域及び縦覧場所

路 線 名	区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間	縦 覧 場 所
乙 部 厚 沢 部 線	爾志郡乙部町字姫川466番2地先から 爾志郡乙部町字旭岱206番地先まで	前	9.00mから 23.07mまで	583.96m	—	北海道函館土木現業所
		後	9.00mから 23.07mまで	583.96m	—	
		後	11.80mから 33.00mまで	576.52m	—	
旭 岱 鳥 山 線	爾志郡乙部町字富岡79番1地先から 爾志郡乙部町字鳥山984番1地先まで	前	7.40mから 48.87mまで	2,430.75m	—	同
		後	7.40mから 48.87mまで	2,430.75m	—	
		後	10.12mから 67.14mまで	2,317.73m	—	
雨 竜 旭 川 線	士別市温根別町1723番3地先から 士別市温根別町2402番6地先まで	前	18.50mから 19.50mまで	80.00m	—	北海道旭川土木現業所

根室浜中釧路線	土別市温根別町2518番2地先（河川敷地）から 土別市温根別町2518番2地先まで	前	24.00mから 25.50mまで	80.00m	――	北海道釧路土木現業所
		後	24.00mから 25.50mまで	80.00m	――	
		前	19.00mから 19.00mまで	50.00m	――	
		前	27.00mから 29.00mまで	50.00m	――	
		後	27.00mから 29.00mまで	50.00m	――	
	上川郡鷹栖町2451番11地先から 上川郡鷹栖町3416番14地先まで 上川郡鷹栖町2451番2地先から 上川郡鷹栖町3416番2地先まで	前	20.00mから 25.50mまで	105.00m	――	
		前	22.00mから 36.00mまで	105.63m	――	
		後	22.00mから 36.00mまで	105.63m	――	
		前	35.00mから 43.50mまで	128.07m	――	
		後	36.50mから 78.58mまで	128.07m	――	

北海道告示第742号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成15年4月22日

北海道知事 堀 達 也

- 1 しゅん功認可の年月日 平成15年4月15日
- 2 しゅん功認可を受けた者
- (1) 氏 名 又 は 名 称 北海道
- (2) 住 所 札幌市中央区北3条西6丁目
- (3) 代 表 者 の 氏 名 北海道知事 堀 達也
- 3 埋 立 区 域
- (1) 位 置 小樽市祝津3丁目416番地先の公有水面
- (2) 区 域 次の1の地点から11の地点までを順次に結んだ線及び1の地点と11の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）
- ただし、12の地点から28の地点までを順次に結んだ線及び

- 12の地点と28の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）を除く。
- 1の地点 3級基準点H13-37（北緯43度13分56秒9762、東経141度01分09秒2084（X=-84,968.454、Y=62,472.637））の地点から方向角185度40分03秒の方向57.52mの地点
- 2の地点 1の地点から方向角112度06分58秒の方向9.95mの地点
- 3の地点 2の地点から方向角181度44分05秒の方向3.70mの地点
- 4の地点 3の地点から方向角91度43分06秒の方向1.00mの地点
- 5の地点 4の地点から方向角181度47分24秒の方向3.20mの地点
- 6の地点 5の地点から方向角92度56分23秒の方向3.70mの地点
- 7の地点 6の地点から方向角1度43分39秒の方向1.49mの地点
- 8の地点 7の地点から方向角163度03分03秒の方向100.83mの地点
- 9の地点 8の地点から方向角253度02分49秒の方向10.07mの地点
- 10の地点 9の地点から方向角269度04分52秒の方向7.40mの地点
- 11の地点 10の地点から方向角343度03分23秒の方向100.20mの地点

12の地点	3級基準点H13 - 37（北緯43度13分56秒9762、東経141度01分09秒2084（X = - 84,968.454、Y = 62,472.637））の地点から方向角178度12分44秒の方向61.22mの地点
13の地点	12の地点から方向角180度34分17秒の方向7.01mの地点
14の地点	13の地点から方向角163度07分54秒の方向18.50mの地点
15の地点	14の地点から方向角162度46分21秒の方向5.53mの地点
16の地点	15の地点から方向角162度58分02秒の方向5.42mの地点
17の地点	16の地点から方向角162度50分38秒の方向5.52mの地点
18の地点	17の地点から方向角162度55分11秒の方向5.61mの地点
19の地点	18の地点から方向角163度01分32秒の方向5.58mの地点
20の地点	19の地点から方向角162度43分27秒の方向5.45mの地点
21の地点	20の地点から方向角162度52分55秒の方向5.50mの地点
22の地点	21の地点から方向角163度01分57秒の方向6.54mの地点
23の地点	22の地点から方向角162度56分35秒の方向4.60mの地点
24の地点	23の地点から方向角163度01分38秒の方向5.47mの地点
25の地点	24の地点から方向角252度51分17秒の方向3.35mの地点
26の地点	25の地点から方向角350度24分29秒の方向10.98mの地点
27の地点	26の地点から方向角343度13分25秒の方向66.10mの地点
28の地点	27の地点から方向角3度13分28秒の方向5.68mの地点
(3) 面積	1,684.41㎡
4 免許年月日及び番号	平成14年1月7日 砂防第24 - 16号指令
5 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名	小樽市

北海道告示第743号

都市計画事業の施行に当たり、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり告示する。

その関係書類は、北海道室蘭土木現業所に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成15年4月22日

北海道知事 堀 達也

1 都市計画事業の種類及び名称	苫小牧圏都市計画道路事業（3・1・3号臨海北通）
2 施 行 者 の 名 称	北海道
3 事 務 所 の 所 在 地 及 び 名 称	室蘭市幸町9番11号 北海道室蘭土木現業所
4 事 業 地 の 所 在 収 用 の 部 分	苫小牧市字沼ノ端地内

北海道告示第744号

都市計画事業の施行に当たりその事業計画を変更したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり告示する。

その関係書類は、北海道室蘭土木現業所に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成15年4月22日

北海道知事 堀 達也

1 都市計画事業の種類及び名称	室蘭圏都市計画道路事業（3・4・121号長和農社通、3・4・114号山下長和通及び3・3・207号一般国道37号線）
2 施 行 者 の 名 称	北海道
3 事 務 所 の 所 在 地 及 び 名 称	室蘭市幸町9番11号 北海道室蘭土木現業所
4 事 業 地 の 所 在 収 用 の 部 分	平成14年北海道開発局告示第78号の事業地のうち伊達市長和町地内において事業地を変更する。

公 告

次のとおりプロポーザルの提出を要請する。

平成15年4月22日

北海道知事 堀 達也

1 業務概要	
(1) 業 務 名	平成15年度ロシアビジネス関連法制度等翻訳提供事業
(2) 業務内容	道内企業がロシアビジネスを行う上で知っていることが望ましいと考えられるロシア連邦法について、条文等に関する最新情報を収集し、特に必要性が高いと考えられるものから、失業者を用いて翻訳を行い、整理・編集したものに説明を加え、成果品を提出する。
(3) 履行期限	平成16年3月31日
2 参加資格及び選定基準	
(1) プロポーザル参加者に要求される資格	ア 民間企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人、シルバー人材センターその他の法人又は法人以外の団体等であって、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有するもので、道内に本社又は事業所（受託事業を実施するため、新たに設置されるものを含む。）を有するものであること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある団体を除く。

- イ 原則として、過去2年間に於いて国又は地方公共団体と同種又は類似の事業の契約を締結し、確実に履行した実績を有していること。ただし、実績がなくとも、業務を実施する実力があり、かつ、確実に履行できる見込みのある者も含むものとする。
- ウ 事業費に占める人件費割合が、おおむね8割以上であること及び事業に従事する全労働者数に占める新規雇用の失業者の割合が、おおむね4分の3以上であること。
- エ 新規雇用者の募集については、原則としてハローワーク（公共職業安定所）に対する求人申込みにより行うこと。

(2) プロポーザルの選定基準

ア 事業者の業務遂行能力

実施体制及び業務実施スケジュール等

イ 雇用計画への適合性

ウ 事業企画内容

事業目的の理解と創意工夫、法的見地からのチェック体制、活用できるノウハウ等

3 手続等

(1) 担当部局（連絡・照会先）

郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道総務部知事室国際課ロシア室経済協力グループ主査（サハリンプロジェクト）

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 21 - 232

ファクシミリ 011 - 232 - 4303

E-mail watanabe.tsutomu@pref.hokkaido.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ア 交付期間 平成15年4月22日（火）から30日（水）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。交付時間は、午前9時から午後5時まで）

イ 交付場所 3の(1)に同じ。

ウ 提出方法 直接交付する（郵送はしない。）。

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

ア 提出期限 平成15年4月30日（水）午後5時必着

イ 提出場所 3の(1)に同じ。

ウ 提出方法 持参、郵送（書留郵便に限る。）、ファクシミリ又はE-mailによる。

(4) プロポーザル提出要請書の送付

プロポーザル提出業者として選定された業者には、選定通知及びプロポーザル提出要請書を送付し、非選定の業者にはその理由を付して通知する。

(5) プロポーザルの提出期限、提出場所及び方法

ア 提出期限 平成15年5月9日（金）正午必着

イ 提出場所 3の(1)に同じ。

ウ 提出方法 持参すること。

4 その他

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 関連情報を入手するための照会先

3の(1)に同じ。

(3) その他

ア 後日、プロポーザルに関するヒアリングを行う。

イ 詳細は、プロポーザル説明書によること。

支 庁 告 示

北海道石狩支庁告示第8号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市及び石狩市に所在する道営住宅の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの期間における家賃の徴収の事務を次の者に委託した。

平成15年4月22日

北海道石狩支庁長 山 本 文 夫

1 受託者の名称 財団法人北海道住宅管理公社

2 所 在 地 札幌市中央区北5条西6丁目2番地2

北海道渡島支庁告示第6号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、函館市に所在する道営住宅の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの期間における家賃の徴収の事務を次の者に委託した。

平成15年4月22日

北海道渡島支庁長 松 田 光 皖

1 受託者の名称 財団法人函館市住宅都市施設公社

2 所 在 地 函館市美原1丁目26番8号

北海道後志支庁告示第5号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、小樽市に所在する道営住宅の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの期間における家賃の徴収の事務を次の者に委託した。

平成15年 4 月22日		北海道後志支庁長 浴 山 正 久	
1 受託者の名称	財団法人北海道住宅管理公社		
2 所 在 地	札幌市中央区北 5 条西 6 丁目 2 番地 2		
道原子力環境センター告示			
北海道原子力環境センター告示第 1 号			
次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。			
平成15年 4 月22日		北海道原子力環境センター所長 藤 澤 理 樹	
1 入 札 に 付 す る 事 項			
(1) 委 託 業 務 の 名 称	広報誌「ほっかいどう原子力環境だより」制作業務		
(2) 委 託 業 務 の 仕 様	入札説明書による。		
(3) 委 託 期 間	契約の日から平成16年 3 月31日まで		
2 入札に参加する者に必要な資格			
次のいずれにも該当すること。			
(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の 4 第 1 項に規定する者でないこと。			
(2) 政令第167条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。			
(3) 平成15年 4 月 1 日現在において、引き続き 2 年以上印刷物の企画及び制作等の事業を営んでいること。			
(4) 道内業者又は道内に営業拠点を有する業者であること。			
3 資格審査の申請の時期及び方法			
(1) 申 請 の 時 期	資格審査の申請は平成15年 4 月22日から30日までの間に行わなければならない。		
(2) 資 格 審 査 の 方 法	資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。		
(3) 申請書類の提出先	郵便番号 045 - 0123 北海道岩内郡共和町宮丘261番地 1 北海道原子力環境センター総務課		
(4) 審査を行ったときは審査結果を申請者に通知する。			
4 契約条項を示す場所			
北海道岩内郡共和町宮丘261番地 1 北海道原子力環境センター総務課			
5 入札執行の場所及び日時			
(1) 入 札 場 所	北海道岩内郡共和町宮丘261番地 1 北海道原子力環境センター庁舎 2 階 大研修室		
(2) 入 札 日 時	平成15年 5 月 9 日（金）午前11時		
(3) 開 札 場 所	(1)に同じ。		
(4) 開 札 日 時	(2)に同じ。		
6 入 札 保 証 金			
(1) 参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の 5 に相当する額以上の入札保証金を納付すること。			
(2) 入札保証金を納付の免除、納付方法等は、政令第167条の 7 及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。			
7 入札説明書の交付に関する事項			
(1) 交 付 場 所	北海道岩内郡共和町宮丘261番地 1 北海道原子力環境センター総務課		
(2) 交 付 方 法	(1)の場所で交付する。		
8 郵便又は電報による入札			
認めないものとする。			
9 落 札 者 の 決 定 方 法			
政令第167条の10第 1 項に規定する場合を除き、財務規則第151条第 1 項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格を持って入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。			
10 契 約 書 作 成 の 要 否			
要			
11 そ の 他			
(1) 開札の時ににおいて、2 に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。			
(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い			
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。			
イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか、免税事			

業者であるか申し出ること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道原子力環境センター総務課 イ 所 在 地 郵便番号 045 - 0123 北海道岩内郡共和町宮丘261番地 1 電話番号 0135 - 74 - 3131 (4) この入札の執行は、公開する。 (5) 詳細は、入札説明書による。	随意契約 6 随意契約によった理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道立図書館 (2) 所在地 江別市文京台東町41番地
道 稚 内 土 木 現 業 所 告 示	道 警 察 本 部 告 示
北海道稚内土木現業所告示第1号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、北海道立宗谷ふれあい公園のオートキャンプ場の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの期間における使用料の徴収の事務を次の者に委託した。 平成15年4月22日 北海道稚内土木現業所長 鷲 田 宏 一 1 受託者の名称 株式会社稚内振興公社 2 所 在 地 稚内市港5丁目6番6号	北海道警察本部告示第50号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成15年4月22日 北海道警察本部長 上 原 美都男 1 ミニバトカーの入札 (1) 入札に付する事項 ア 調達をする物品の名称及び数量 ミニバトカー 14台 イ 調達をする物品の仕様等 入札説明書による。 ウ 納 入 期 日 平成15年8月8日 エ 納 入 場 所 契約担当者等の指定する場所 (2) 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 ア 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。 イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 ウ 日本国内において、契約担当者等の求めにより北海道警察の職員の立会いの下に、検査に応じられること。 (3) 条件付一般競争入札参加資格の審査 ア この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、(ア)から(ウ)までに定めるところにより、(2)のウに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 (ア) 申 請 の 時 期 平成15年4月22日から5月6日まで (イ) 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
道 立 図 書 館 告 示	
北海道立図書館告示第1号 次のとおり随意契約の相手方を決定した。 平成15年4月22日 北海道立図書館長 高 橋 直 矢 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 電子計算機器の借上 468点 2 随意契約の相手方を決定した日 平成15年4月1日 3 随意契約の相手方の氏名及び住所 (1) 氏 名 北海道ビジネスオートメーション株式会社 (2) 住 所 札幌市中央区北3条西7丁目1番地 4 随意契約に係る契約金額（1月当たりの単価） 7,757,085円 5 契約の相手方を決定した手続	

(ウ) 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課 イ 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 (4) 契約条項を示す場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課 (5) 入札執行の場所及び日時 ア 入 札 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場 イ 入 札 日 時 平成15年5月9日 午前10時 ウ 開 札 場 所 アに同じ。 エ 開 札 日 時 イに同じ。 (6) 入 札 保 証 金 ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 イ 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。 (7) 郵便による入札等 郵便による入札及び電報による入札は、認めない。 (8) 入札説明書の交付に関する事項 ア 交 付 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課 イ 交 付 方 法 アの場所で交付する。 (9) 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 (10) 契約書作成の要否 要 (11) そ の 他 ア 開札の時ににおいて、(2)に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 イ 入札金額等に係る消費税等の取扱い	(ア) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 (イ) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。 ウ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (ア) 名 称 北海道警察本部総務部会計課 (イ) 所 在 地 札幌市中央区北2条西7丁目 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236 エ この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 オ この入札の執行は、公開する。 カ 詳細は、入札説明書による。 2 交通パトカー（覆面）の入札 (1) 入 札 に 付 す る 事 項 ア 調達をする物品の名称及び数量 交通パトカー（覆面） 3台 イ 調達をする物品の仕様等 入札説明書による。 ウ 納 入 期 日 平成15年8月29日 エ 納 入 場 所 契約担当者等の指定する場所 (2) 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 ア 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。 イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 ウ 日本国内において、契約担当者等の求めにより北海道警察の職員の立会いの下に、検査に応じられること。 (3) 条件付一般競争入札参加資格の審査 ア この入札は、政令第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、(ア)から(ウ)までに定めるところにより、(2)のウに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 (ア) 申 請 の 時 期 平成15年4月22日から5月6日まで (イ) 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出し
---	---

なければならない。

- (ウ) 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8520 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課

イ 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

(4) 契約条項を示す場所

札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課

(5) 入札執行の場所及び日時

ア 入 札 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部1階入札会場

イ 入 札 日 時 平成15年5月9日 午前11時

ウ 開 札 場 所 アに同じ。

エ 開 札 日 時 イに同じ。

(6) 入 札 保 証 金

ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税等相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

イ 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び財務規則第147条から第150条までの定めるところによる。

(7) 郵便による入札等

郵便による入札及び電報による入札は、認めない。

(8) 入札説明書の交付に関する事項

ア 交 付 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課

イ 交 付 方 法 アの場所で交付する。

(9) 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

(10) 契約書作成の可否

要

(11) そ の 他

ア 開札の時に於いて、(2)に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 入札金額等に係る消費税等の取扱い

- (ア) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を

切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (イ) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

ウ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(ア) 名 称 北海道警察本部総務部会計課

(イ) 所 在 地 札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

エ この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

オ この入札の執行は、公開する。

カ 詳細は、入札説明書による。

北海道警察本部告示第51号

次のとおり指名競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年4月22日

北海道警察本部長 上 原 美都男

1 警察官（男性）用夏服上衣の入札

(1) 入札に付する事項

ア 調達をする物品等の名称及び数量

警察官（男性）用夏服上衣（長袖） 4,667着

警察官（男性）用夏服上衣（半袖） 2,521着

イ 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

ウ 納 入 期 日 平成15年8月29日

エ 納 入 場 所 契約担当者等が指定する場所

(2) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

ア 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。

イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 指名されるために必要な要件

入札に参加しようとする者は、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第160条の基準に基づく次の要件に該当すること。

ア 日本国内において、契約担当者等の求めにより北海道警察の職員の立会いの下に、

検査に応じられること。

イ 納入する物品等に必要とする生地の手配を受けられること。

(4) 契約条項を示す場所

札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課

(5) 入札執行の場所及び日時

ア 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
(郵送による場合は、郵便番号 060 - 8520 北海道警察本部総務部会計課)

イ 入札日時 平成15年6月6日 午前9時30分(郵送による場合は、必着)

ウ 開札場所 アに同じ。

エ 開札日時 イに同じ。

(6) 入札保証金

ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。))相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

イ 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の13において準用する政令第167条の7及び財務規則第162条において準用する財務規則第147条から第150条までの定めるところによる。

(7) 入札説明書の交付に関する事項

ア 交付場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課

イ 交付方法 アの場所で交付する。

(8) 落札者の決定方法

財務規則第162条において準用する財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

(9) 契約書作成の要否

要

(10) その他

ア 入札に参加しようとする者に要求される義務

この入札に参加しようとする者は、(3)のア及びイに示す事項について証明する書類等を平成15年5月27日までに、次の場所に提出しなければならない。

また、提出した書類等に関し契約担当者等から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

提出場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課

イ 開札の時に、(2)に規定する資格を有しない者若しくは指名されていない者の

した入札、財務規則第162条において準用する財務規則第154条各号に掲げる入札又はこの公示に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

ウ 入札金額等に係る消費税等の取扱い

(ア) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(イ) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

エ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(ア) 名称 北海道警察本部総務部会計課

(イ) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

オ 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

カ この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

キ この入札の執行は、公開する。

ク 詳細は、入札説明書による。

(11) Summary

A The nature and quantity of products to be procured :

- a Male police officer's summer shirts with long sleeves 4,667 pieces
- b Male police officer's summer short sleeves 2,521 pieces

B Bid tendering time and date : 9 : 30 A. M., June 6, 2003

(In case of mail, the necessary documents must be reached by the date)

C For further information, please contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Nishi 7-chome, Kita 2-jo, Chuo-Ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8520 Japan
Phone : 011-251-0110 Ext. 2236

2 警察官(男性)用夏服ズボン等の入札

(1) 入札に付する事項

ア 調達をする物品等の名称及び数量

警察官(男性)用夏服ズボン 4,313本

警察官(男性)用夏帽子 1,100個

警察官（男性）用夏活動帽 1,316個

イ 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

ウ 納入期日 平成15年8月29日

エ 納入場所 契約担当者等が指定する場所

(2) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

ア 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。

イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 指名されるために必要な要件

入札に参加しようとする者は、財務規則第160条の基準に基づく次の要件に該当すること。

ア 日本国内において、契約担当者等の求めにより北海道警察の職員の立会いの下に、検査に応じられること。

イ 納入する物品等に必要とする生地 of 供給を受けられること。

(4) 契約条項を示す場所

札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課

(5) 入札執行の場所及び日時

ア 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
(郵送による場合は、郵便番号 060 - 8520 北海道警察本部総務部会計課)

イ 入札日時 平成15年6月6日 午前9時45分（郵送による場合は、必着）

ウ 開札場所 アに同じ。

エ 開札日時 イに同じ。

(6) 入札保証金

ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税等相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

イ 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の13において準用する政令第167条の7及び財務規則第162条において準用する財務規則第147条から第150条までの定めるところによる。

(7) 入札説明書の交付に関する事項

ア 交付場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課

イ 交付方法 アの場所で交付する。

(8) 落札者の決定方法

財務規則第162条において準用する財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者と

する。

(9) 契約書作成の要否

要

(10) その他

ア 入札に参加しようとする者に要求される義務

この入札に参加しようとする者は、(3)のア及びイに示す事項について証明する書類等を平成15年5月27日までに、次の場所に提出しなければならない。

また、提出した書類等に関し契約担当者等から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

提出場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課

イ 開札の時ににおいて、(2)に規定する資格を有しない者若しくは指名されていない者のした入札、財務規則第162条において準用する財務規則第154条各号に掲げる入札又はこの公示に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

ウ 入札金額等に係る消費税等の取扱い

(ア) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(イ) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

エ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(ア) 名 称 北海道警察本部総務部会計課

(イ) 所 在 地 札幌市中央区北2条西7丁目

電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

オ 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

カ この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

キ この入札の執行は、公開する。

ク 詳細は、入札説明書による。

(11) Summary

A The nature and quantity of products to be procured:

a Male police officer's summer trousers 4,313 pieces

b Male police officer's summer hats 1,100 pieces

c Male police officer's summer hats for activity 1,316 pieces

B Bid tendering time and date : 9 : 45 A. M., June 6, 2003
(In case of mail, the necessary documents must be reached by the date)
C For further information, please contact : Finance Division, General Affairs
Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Nishi 7-chome, Kita 2-jo,
Chuo-Ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8520 Japan
Phone : 011-251-0110 Ext. 2236

北海道警察本部告示第52号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成15年4月22日

北海道警察本部長 上 原 美都男

1 自動車ガソリン等の落札者の決定

(1) 落札に係る物品等の名称及び数量

ア 落札に係る物品等の名称

自動車ガソリン	J I S 1号	1 ℓ 当たりの単価
自動車ガソリン	J I S 2号	1 ℓ 当たりの単価
軽油	J I S 1号	1 ℓ 当たりの単価
ガソリンエンジン用オイル	S J 級又は S L 級 マルチグレードタイプ	1 ℓ 当たりの単価
ディーゼルエンジン用オイル	C F 級マルチグレードタイプ	1 ℓ 当たりの単価

イ 数量（調達予定数量）

自動車ガソリン	J I S 1号	32,000 ℓ
自動車ガソリン	J I S 2号	1,152,000 ℓ
軽油	J I S 1号	190,000 ℓ
ガソリンエンジン用オイル	S J 級又は S L 級 マルチグレードタイプ	5,400 ℓ
ディーゼルエンジン用オイル	C F 級マルチグレードタイプ	1,500 ℓ

(2) 落札を決定した日

平成15年3月25日

(3) 落札者の氏名及び住所

ア 氏 名 太平洋石油販売株式会社

イ 住 所 東京都中央区八丁堀3丁目17番6号

(4) 落札金額

自動車ガソリン	J I S 1号	1 ℓ 当たり	113円
自動車ガソリン	J I S 2号	1 ℓ 当たり	102円

軽油	J I S 1号	1 ℓ 当たり	83円
ガソリンエンジン用オイル	S L 級マルチグレードタイプ	1 ℓ 当たり	1,300円
ディーゼルエンジン用オイル	C F 級マルチグレードタイプ	1 ℓ 当たり	900円

(5) 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

(6) 一般競争入札の公告

平成15年北海道警察本部告示第20号

(7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課

イ 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

2 航空タービン燃料油の落札者の決定

(1) 落札に係る物品等の名称及び数量

ア 落札に係る物品等の名称

航空タービン燃料油 J I S 3号 1 ℓ 当たりの単価

イ 数量（調達予定数量）

航空タービン燃料油 J I S 3号 480,000 ℓ

(2) 落札を決定した日

平成15年3月25日

(3) 落札者の氏名及び住所

ア 氏 名 北日本石油株式会社

イ 住 所 東京都中央区日本橋浜町2丁目14番5号

(4) 落札金額

航空タービン燃料油 J I S 3号 1 ℓ 当たり 75円

(5) 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

(6) 一般競争入札の公告

平成15年北海道警察本部告示第21号

(7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課

イ 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部告示第53号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年4月22日

北海道警察本部長 上 原 美都男

1 資格及び調達をする役務の種類

平成15年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成15年4月22日に一般競争入札の公告を行う大型拾得物件（自転車等）搬送業務委託契約
- (2) 資 格 大型拾得物件（自転車等）搬送業務委託の資格（以下「資格」という。）
- (3) 役 務 の 種 類 大型拾得物件（自転車等）搬送業務

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 道税を滞納している者でないこと。
- (5) 平成15年4月1日現在において、引き続き2年以上運送業務を営んでいること。

3 資 格 要 件 の 特 例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)に掲げる資格要件は、適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成15年4月22日から5月7日までの間にしなければならない。
- (2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わ

なければならない。

ア 提出先の名称 北海道警察本部総務部会計課

イ 提出先の所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

5 資格審査の再申請

(1) 再 申 請 の 事 由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者で、その構成員を変更したもの

(2) 再 申 請 の 方 法

再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資 格 の 喪 失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

- (1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。
- (2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

北海道警察本部告示第54号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年4月22日

北海道警察本部長 上 原 美都男

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量

大型拾得物件（自転車等）搬送業務委託 一式

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 平成15年6月2日から平成16年3月31日まで

- (4) 履 行 場 所 契約担当者等が指定する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格
平成15年北海道警察本部告示第53号に規定する大型拾得物件（自転車等）搬送業務委託契約に関する資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所
札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課
- 4 入札執行の場所及び日時
(1) 入 札 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
(2) 入 札 日 時 平成15年5月16日 午前10時
(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 5 入 札 保 証 金
(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。
- 6 郵便による入札等
郵便による入札及び電報による入札は、認めない。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
(1) 交 付 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課
(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
- 8 落札者の決定方法
財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 9 契約書作成の要否
要
- 10 そ の 他
(1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課

- 税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課
イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8520 札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236
- (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
(5) この入札の執行は、公開する。
(6) 詳細は、入札説明書による。

正 誤

○平成15年4月1日（号外第22号）
北海道訓令第8号（北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄 行
9	左 4
誤	第2号中「第20条第5項」を「第20条第4項」に、「指定医療機関」
正	第2号中「指定医療機関」

○平成15年4月11日（第1457号）
札幌土木現業所告示第1号（北海道立野幌総合運動公園の使用料の徴収事務の委託）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄 行
115	左 20
誤	告示第1号
正	告示第6号

札幌土木現業所告示第2号（北海道立真駒内公園屋内競技場及び屋外競技場の使用料の徴収事務の委託）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄 行
115	右 3
誤	告示第2号
正	告示第7号

札幌土木現業所告示第3号（北海道子どもの国大型遊技施設の使用料の徴収事務の委託）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行

115 右 11

誤 告示第3号

正 告示第8号